

定 款

令和7年4月28日変更

株式会社リアルクオリティ

株式会社リアルクオリティ 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社リアルクオリティと称し、英文では REAL Quality Co., Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の鑑定評価業務
- 2 不動産に関するコンサルティング及びデューデューリジェンス事業
- 3 不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用
- 4 不動産の鑑定評価システムの研究及び開発
- 5 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
- 6 一般建築士事務所の経営
- 7 建築設計施工、住宅リフォーム及び建築工事仲介
- 8 インターネット上のショッピングモールの開設
- 9 インターネットによるオークションの運営
- 10 インターネット等のネットワークを利用した商品の販売システムの設計・開発・運用及び保守
- 11 出版物の企画、編集制作及び販売
- 12 経営に関するコンサルティング
- 13 ホテル・旅館の経営・運営及び M & A 事業
- 14 飲食店の経営・運営
- 15 投資事業有限責任組合財産の運用、管理及び処分
- 16 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、4,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役の選任決議は、株主総会の決議によって議決権を行使することができる株

主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には、利息をつけない。

第7章 附則

（電子提供措置等の効力発生日）

第40条 2025年4月28日開催の臨時株主総会の決議による第15条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。

2 本附則は前項の効力発生日経過をもって、これを削除する。